

# 全労金2019春季生活闘争ニュース・第35号

《合意速報No.17》

## 中央労組が金庫との団体交渉で、「基本合意」を表明しました！

中央労組は、3月27日9時15分から、金庫と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

	要 求				回 答			
	正職員	エリア限定職員			正職員	エリア限定職員		
		A3～5、AL	A2	A1		A3～5、AL	A2	A1
基本賃金	1,000～7,000円の引き上げ	3,000～6,000円の引き上げ	時給額10円の引き上げ		人事制度協議			
一時金	4.7	2.0～3.5	1.0		4.7	2.0～3.5	人事制度協議	
昨年実績	4.7	2.0～3.5	-		4.7	2.0～3.5	-	
安定雇用	無期転換 登用制度	(実現)			(実現)			
		(実現)			(実現)			
最低賃金	時間額1,050円、日額7,700円 月額161,700円への引き上げ				時間額1,030円、日額7,550円、月額158,600円			
雇用環境	ジョブリターン	(実現)			(実現)			
	年休積立	(実現)			(実現)			
	私傷病休職	-	正職員と同様		-	継続協議		
公正処遇	年休	(実現)		(2年目以降実現)	(実現)		(2年目以降実現)	
	生休	-	(実現)		(実現)			
	母性保護	(実現)			(実現)			
単組独自要求	健全な組織風土の構築に向けた具体的な対応				良好な職場風土の構築に向けた労使確認事項の締結			
	健康診断受診日の終日勤務扱い、特定保健指導の勤務扱い				健康診断：応じられない 保健指導の扱い：要求通り			
	-	子ども手当、地域手当			-	人事制度協議		

団体交渉において、金庫からは「超低金利環境の長期化等、金庫の経営環境は厳しく、中計で掲げる『持続可能なビジネスモデル』の構築に向けては、コストを極力抑えつつ、業容拡大による収益の確保が必要である。また、業務の効率化・スリム化等により生産性の向上の取り組みとあわせて、時間外労働の削減等にも取り組んでいかななくてはならない。こうした状況を踏まえ、今般の要求・申し入れを経営として真摯に受け止め、検討した。組織風土の構築は、この厳しい経営環境を乗り越えていくために、“人財こそが金庫の財産である”との労使共通認識のもと、更に良好な職場環境の構築にむけた取り組みが必要である。取り組みの具現化にむけて、労使確認事項として取りまとめた。全職員が健康で『やりがい』『充実感』を持ちながら、働き続けられる職場環境づくりに積極的に取り組んでいく。労組からの10年ぶりとなる基本賃金の改善要求は、組合員の思いを踏まえたものとして、経営として重く受け止めている。一方で、金庫を取り巻

く情勢や2019年度以降の中長期的な収支見通しから、金庫としても慎重に検討しなければならず、人事・賃金制度全般に影響する課題であることから、十分に議論・検討する時間が必要であると判断した。2019年度において人事制度の運用状況の検証・課題の洗い出しを行う中で、今次要求内容を念頭に置き労使間で協議を進めていきたい」等の見解が表明されました。

源波闘争委員長は、「職場風土に対する金庫の認識と労働組合の認識が共有されたと考える。本春闘の成果物として『労使確認事項』を締結し、“人財こそが金庫の財産である”というメッセージを労働組合として継続して発信していきたい。そして、『労使確認事項』をより具体的に、より実効性を高めるために、労使双方の発信を機に、各段階で様々な施策を展開するとともに、全体で共有することが重要と考える。労働者自主福祉運動の担い手を労使で育てるひとつの手法として浸透させていきたい。2019年度は、総労働時間削減計画を本気で進めていかなければならない。RPA導入による事務効率化、労基法改正に伴う「働き方改革」の更なる推進等、組合員の働き方が大きく変化する1年になる。だからこそ良好な職場風土の構築が急務であり、全役職員の信頼関係を強固なものにし、厳しい金融環境をとともに乗り越え、組合員の“幸せ”と“笑顔”につながるものになりたい。誰もがやりがいを持って働き続けられる職場づくりをめざし、労使で協力していきたい。基本賃金の改善について、全国の仲間とともに“統一要求”として、昨日まで単組として拘りを持って交渉を行ってきた。複数回の交渉で、春季生活闘争における労働組合の思いは受け止められたと再確認した。この間、金庫が必要と判断した場合はしっかりと労働組合の要望に応じるといった労使の信頼関係があるからこそ、制度見直し協議に臨む判断をした。基本賃金の改善を含めた要求は、ステージを春闘から制度見直し協議に移すが、早急かつ前向きな協議の開始を改めて求める」等を表明しました。

単組は、①健全な職場風土の構築にむけた取り組みについて、労働組合の課題認識を受け止め、2019年度から取り組むとの強いメッセージと受け止めたこと、②年間一時金について、正職員・エリア限定正職員は、交渉の早い段階から要求通りと示されたこと、③最低賃金について、前進できたこと、等から基本合意を表明しました。

\*合意単組（12単組／3月27日19時20分現在）

長野・北海道(金庫・関連)・四国・沖縄・セントラル・近畿(金庫)・北陸  
九州(金庫)・九州(関連)・中国(金庫)・中国(関連)・東北(金庫)・東北(関連)  
東海(金庫)・東海(関連)・近畿(関連)・中央

以 上